

日本語 | [言語/国の設定を変更する](#)[コンタクト](#)[資料請求: none](#)[VPNアクセス](#)[BRANDYオンラインログイン](#)[新規お申込み](#)

## THOMSON BRANDY



Search this site

[海外商標調査](#)[国内商標調査](#)[ウォッチング](#)[商標管理サービス](#)[ドメイン名サービス](#)[セミナー・講習会 コラム](#)[ニュース](#)

## “教えて!! あなたの国の商標事情

## 第1回 シンガポールの商標出願戦略について聞く

## 概要

初回は、東南アジア中、もっとも経済成長著しいシンガポールにおける日系企業のための出願戦略について、Margaret Law Corporationの所長弁護士 Margaret Law氏に聞いてみた。



初回は、東南アジア中、もっとも経済成長著しいシンガポールにおける日系企業のための出願戦略について、Margaret Law Corporationの所長弁護士 Margaret Law氏に聞いてみた。

日本語文字商標についても権利化しよう!

日本企業が得する商標戦略の話が知りたいということね。日本企業の出願手をサポートしてて気になることがあるの。

- どんなことでしょう。

日本企業は、欧文字商標と、図形商標については出願手を執る反面、日本語の商標についてはあまり積極的ではないような気がするけれど、日本語文字商標の権利化こそ大切じゃないか、と思っているの。

- どうして?

まず、メイドインジャパン自体のブランド力を軽視してはいけないということ。シンガポールでも日本製の商品は、それ自体が高品質であることを意味するとして人気非常高い。日本製の商品か否かは、パッケージに記載されている「日本語表記」に頼る消費者も多い。カタカナやひらがなを読むことができるシンガポール人は少ないけれど、その外観から、商品を認識するわけ。つまり、カタカナ文字商標であること自体が優れた商標なの。

- なるほどね。

日本製商品にあやかって、カタカナやひらがなを商品パッケージに記載するシンガポール企業もあるくらい。日本企業が思っている以上に日本語商標は重要だと思う。

- でも英語で商標を取得していたら、第三者が日本語商標を出願・登録するのは防げますよね?

実際の市場で誰が、日本語商標の読み方に注目する?

- たとえば、カタカナ「トヨサキ」で権利化しておけば、第三者が「TOYOSAKI」を出願しても権利化阻止ができるよね? ということは、英語商標より、日本語商標を優先的に権利化するのがベターということ?

そうとも限らない。実際の市場で、いくらか「トヨサキ」を使用しても消費者がその商標が「TOYOSAKI」と称されるものと認識するとは限らない。類否は、称呼、観念、外観等、商標全体から総合的に判断するから、称呼が同一といっても外観上に大きな違いがあれば登録されてしまう可能性がまったくないとは言えない。きちんと侵害対策するなら、英語とカタカナ別々に取得しなさい、ということ。

- 侵害対策でいうと、パロディーとかあやかりパッケージが世に出回りやすいのが気になるのですが、いい方法はない?

パッケージごと出願するのはよいアイデアだと思う。パッケージごとなら、商標全体をもって、出所混同が生じるか否かが判断されるわけだから、各構成要素に差異があっても商標権侵害の主張、あるいはパッシングオフの主張ができる可能性があります。

- パッシングオフの主張なら、商標権は不要?

パッシングオフの主張は、コモンローに基づくことになる。この方法をとる場合には、(1)あなたの側のグッドウィル、(2)公衆に対する不実表示(要するに出所混同)、(3)あなた側の損害、について証明しなければならない。これらを証明する負担は高くなる。コストも高くつくでしょう。商標権侵害で対処できるならば、商標法に基づく措置を執るほうがいい。パッシングオフよりも商標権

侵害のほうが、ずっと簡単なもの。つまり商標権確保しておきなさい、ということ。

-うーむ。このご時勢、できるかぎり、商標出願・管理・維持の件数は減らしておきたい、効率よく権利所有をしたい、というのが出願人の希望だと思うけれど、何かいいアイデアはない？

連続商標制度を利用するのは便利な方法の一つだと思う。連続商標制度というのは、商標の要部が一致する複数の商標を一出願中にまとめて出願できる方法。それぞれを単独で使用する場合にもちゃんと®をつけられるし。

もし、あなたが以下の標章を連続商標として登録していたら、



(連続商標の例)

一部分の使用についてもちゃんと®をつけて使うことができる。



® (使用例)

-便利ですね。

但し、異なる称呼が生じるような商標だと、連続商標とみなされない。たとえば、以下をみてほしい。上の標章は、「GOOD SIT」と「GOODS IT」と読めるのに、下段は、「GOODS IT」としか、読めない。そうすると、上段と、下段のマークはコンセプトが違うということで、連続商標としては認められない。

**GOODSIT**  
**GOODS IT**

こういう場合、出願後に、どちらかを削除しなければならなくなる。私の見解だと、IPOS(シンガポール特許庁)は、最近連続商標について、厳しい審査をしているように思えるからちょっと注意したほうがいいかもしれません。

-なるほど。どうも、ありがとう。

取材協力

Ms Margaret Law,  
Director of Margaret Law Corporation  
36 Armenian Street #05-10 Singapore 179934

[まだ投票はありません](#)

SHARE